

平成26年第9回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成26年8月21日（木） 13：30～15：25
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 武本委員長・田口委員長職務代行・山本委員・栗原委員・
浅井教育長・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・
管理課長兼生涯学習課主幹・学校教育課長・生涯学習課長・
体育振興課長・人権教育推進室長
- 4 傍聴者 なし

委員長 : それでは、第9回の教育委員会定例会を始めさせていただきます。先日は、仮称文化会館の名称もなぎさホールに決まりまして、安全祈願祭も無事に終わって、いよいよ工事着工ということで、関係された担当者の方、ご苦労様でした。無事完成することを願っております。
それでは議事録署名委員は、田口委員にお願いいたします。

田口委員 : はい。

委員長 : 事務局より出席職員の報告をお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹 : 両教育次長、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

委員長 : ありがとうございます。それでは経過報告を教育長よりお願いいたします。

教育長 : それでは、7月23日の第8回教育委員会定例会以降の経過につきまして、主なものをご報告申し上げます。資料の方をお開き願います。
(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

- 7/23 一日図書館員 図書館自主事業 ~25日、29日
- 7/24 第1回学校支援地域本部事業実行委員会
- 7/25 平成26年第4回臨時市議会
西播磨青い鳥学級たつの教室開級式・第1回講習会
相生市民生・児童委員協議会人権研修会
- 7/26 中学校夏季総合体育大会 ~27日
- 7/29 決算審査
コスモストーク (中小校区、双小校区：陸公民館)
子どもの本勉強会 図書館自主事業
- 7/30 コスモストーク (中小校区：相生市民会館)
食育フェスティバル ~31日
- 7/31 コスモストーク (中小校区：陸自治会館)
- 8/4 げんキッズイングリッシュキャンプ ~6日
- 8/5 コスモストーク (青小校区：西部公民館)
- 8/7 あいりゅう委員会
- 8/8 小学生おもしろ科学実験教室
相生市行政評価第三者委員会
仮称・相生市文化会館建設工事地元説明会
- 8/11 第1回相生市子ども読書活動推進計画策定委員会

- 8/18 仮称・相生市文化会館愛称決定式典
仮称・相生市文化会館ネーミングライツ協定書調印式
- 8/19 コスモストーク（矢小校区：矢野公民館）
- 8/20 コスモストーク（那小校区：生きがい交流センター）
相生市教職員全体研修会

〔添付資料〕

- 平成26年度兵庫県中学校夏季総合体育大会結果
- 平成26年度親子ふれあい料理教室、マイ箸づくり、食育フェスティバル実績報告

委員長：それでは、経過報告全体に渡って何か質問等がございましたらどうぞ。
行政視察が、米原市とかありますが、どういう内容で来られたのでしょうか。

管理課長兼生涯学習課主幹：メインは、相生市が取り組んでおります子育て支援の取り組みとなっているのですが、全体の流れの中では、企画広報課の方に対応していただいておりますので、教育委員会の方から出席することは少なくなつたのですが、今回ありましたのは、特に給食無料化とか、幼稚園の保育料無料化など、事業に至った経緯であるとか、手法を知りたいということが主でしたので、教育委員会の方で対応したということになっております。

委員長：わかりました。ありがとうございました。

委員：29日に行われている、子どもの本勉強会ですが、大変参加者が少ないのですが、こういった募集の仕方でしょうか、少な過ぎると思います。

生涯学習課長：こちらの募集につきましては、広報あいおいと図書館だより、こちらは図書館、学校、公民館等にも配付しておりますが、こちらの方で募集を掛けておまして、同じ方が来るということではなくて、いろんな方に来ていただくということにしておりますが、確かに参加者が少ないということは、把握をしておりますので、少しでも多くの方に来て頂くように努めていきたいと考えております。

委員：親と子どもとが一緒に参加するのですか。

生涯学習課長：原則的には大人を対象にしております。子どもの本の選び方とか、読

み聞かせ方法とかになりますので、ボランティア団体の方にも、そのボランティアに入っただけのためにという養成も含めております。

委員長 : 他、ございませんか。

31日の市職員人権推進委員研修会は具体的にどのような内容ですか。

人権教育推進室長 : 毎年、年に3回行っている研修ですが、今回は1回目の研修になりました。各職場の方からグループリーダーになる人権推進委員に出ている研修です。内容は、その時その時で変えておりますが、今回につきましては、ガイドラインというものを昨年度作りまして、それぞれの部署で人権に関わるような仕事を進めていただいているということの確認とか、ビデオを見たり、1時間半ほどの研修をさせていただきました。後2回についても、市職員として求められるテーマ設定をして行ってまいります。

委員長 : これは随分前から行っているのですか。

人権教育推進室長 : そうです。これは長く続いているもので、これからも大事にしなければならぬものだと思っております。

委員長 : 他、ございませんか。

ないようですので、次に進めさせていただきます。

議事の報告事項、『報告第25号 相生市教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定について』をお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹 : (提出議案に基づき説明)

委員長 : ありがとうございます。それでは、報告第25号について、何か質問等がございましたらどうぞ。

特にないようですので、報告第25号については、これで了承したということよろしいでしょうか。

委員全員 : はい。

委員長 : それでは、報告第25号は了承しました。次に『報告第26号 公文書の公開請求について』をお願いします。

生涯学習課長：(提出議案に基づき説明)

委員長：ありがとうございます。それでは、報告第26号について何か質問等がございましたらどうぞ。

請求のあった会社は保険の業務を行っている会社ですか。

生涯学習課長：会社については、把握しておりませんが、請求目的の方で、より良い保険内容及び保険料低減の検証のためということでございますので、保険に関する業者であるということで認識しております。

委員長：特にございませんか。

ないようですので、報告第26号も了承したということによろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長：それでは、了承いたします。次に議決事項に入らせていただきます。『議第15号 平成27年度使用小・中学校教科用図書(学校教育法附則第9条の規定による一般図書)の採択について』をお願いします。

学校教育課長：(提出議案に基づき説明)

委員長：それでは、議第15号について何か質問等がございましたらどうぞ。

委員：今は、昔と同じかどうか分かりませんが、この教科書を提供してもらえる子どもは、自分の学年の教科書はもらえないのですか。必ず一冊という決まりがありましたね。それは、今も続いているのですか。

学校教育課長：委員がおっしゃったように、無償で教科書を頂いている訳で、教科書は1人一冊というのが大原則でございますので、それ以外にもらうということはございません。

委員：市費で同じ教科書をもっているということはないですか。他の子と違うものが入っているという事が、その子にとって、親にとって、特に一年生で入った時に、なぜ違うんだらうというのがあって、市費でもらっていましたが、今も続いているのでしょうか。

学校教育課長：今は随分、そのあたりの認識も進んでまいりまして、少し前までは、市費で買っていたいただいていたこともありましたが、現在はゼロというわけ

ではないのですが、ほぼ、それぞれ一冊という事でしております。

委員：各学校の先生がそういった事を分かっている、配る時とかにご配慮いただければ別に問題はないと思います。子どもの気持ちや親の気持ちの問題になれば困るということです。その子にあった教科書なのでありがたいのですが。そういったところを配慮さえしていただければ良いと思います。

委員長：ご配慮いただくようにお願いします。
特別支援学級の子どもの最初も同じ教室に入るわけですか。

委員：昔は、親学級といってそのクラスで配付物とかをもらっていました。

委員長：今もそうですか。

学校教育課長：特に1年生とか、袋に入った教科書をいただくわけで、もちろんその袋にも配慮をしているわけですが、交流学級と言いまして、その学年で一緒にできる、例えば生活科であるとか、大きい学年ですと、理科や体育や音楽など、そういった教科につきましては、同じ交流学級の児童生徒と一緒にするというので、どうしても一緒にできないもの、例えば算数とか国語の時間とかは特別な時間割の中で、特別支援学級で学習をするということになります。

委員長：他、ございませんか。
特にないようですので、議第15号は原案どおり議決させていただいてよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長：それでは議決といたします。それでは、次の『議第16号 相生市放課後児童保育学級条例の一部を改正する条例の制定について』をお願いします。

【非公開事件】

委員長：議第16号についても原案どおり議決させていただくということよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長：それでは議決させていただきます。次に『議第17号 相生市放課後児童

健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』
をお願いします。

【非公開事件】

委員長：議第17号も原案どおり議決ということでよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長：それでは、原案どおり議決します。次に『議第18号 相生市立市民プール条例の制定について』をお願いします。

【非公開事件】

委員長：議第18号についても原案どおり議決という事でよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長：それでは、議決とさせていただきます。次に『議第19号 相生市教育委員会に対する事務委任規則の一部改正（案）について』をお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹：（提出議案に基づき説明）

委員長：ありがとうございました。それでは、議第19号について、何か質問等がございましたらどうぞ。

特にないようですので、議第19号につきましても原案どおり議決ということ
でよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長：それでは、原案どおり議決とさせていただきます。ここで、5分程休憩と
させていただきます。15時より再開いたします。

（休憩）

委員長：それでは再開いたします。

その他に移りまして、『相生市立図書館一部業務委託業者の募集について』
をお願いします。

生涯学習課長：(提出資料に基づき説明)

委員長：図書館の一部業務委託業者の募集について、何か質問がございましたらどうぞ。

特にないようですので、その方向で進めていただくようお願いします。次に『相生市立温水プール指定管理者候補者の募集について』をお願いします。

体育振興課長：(提出資料に基づき説明)

委員長：ありがとうございました。それでは、相生市立温水プール指定管理者候補者の募集について何か質問等がございましたらどうぞ。

特にないようですので、この内容で進めていただくようお願いします。次に7月の学校事故発生状況、不登校の状況、いじめの現状報告、まとめて報告をお願いします。

学校教育課長：(提出資料に基づき説明)

委員長：ありがとうございました。それでは、学校事故発生状況報告、不登校の状況、いじめ等の状況報告について何か質問等がございましたらどうぞ。

教育長：先ほどの幼稚園の事故については、参考になりますが、管理外の事故になっております。

委員長：相生市ではいじめはないのですね。結構なことです。

特にございませんか。

それでは次の9月分の行事予定報告をお願いします。

各課長：(資料に基づき、主だったものを報告)

9月の定例会は 9/30(火) 13:30～

10月の定例会は10/27(月) 13:30～

委員長：ありがとうございました。それでは、9月の行事予定について何か質問がございましたらどうぞ。

特にないようですので、次に移らせていただきます。

仮称・相生市文化会館についてをお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹：(愛称及びネーミングライツの決定について、建設工
着工までの流れについて、工事工程について資料に基づき説明)

委員長：ありがとうございました。次に学校教育審議会についてをお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹：(相生市学校教育審議会の開催状況について資料に基づ
き説明)

委員長：ありがとうございます。それでは、その他ございますか。特にないよう
です。これで第9回の定例会を閉めさせていただきます。ご苦労様で
した。

15：25 終了